

## 事前同意と共同事業のお知らせ

大和ハウス工業健康保険組合では組合員様の個人情報の漏洩等が生じないように、安全に十分配慮して適切に管理していきます。

(事前同意について)

健康保険組合業務の中で、被保険者様等への保険給付等のために皆様にとって有益となると考えられる下記事項の実施に当たりましては、あらかじめ個人情報の第三者提供にあたるため、ご同意をお願い申し上げます。

なお、下記の利用目的の中でご同意しがたいものがある場合には、健康保険組合までご一報をお願いします。ご連絡がなき場合は皆様のご同意が得られたものとさせていただきます。又、同意及び留保は、その後、皆様からの申し出により、いつでも変更することが可能です。

(共同事業について)

次に健康保険組合と共同で実施する以下の主体及び項目につきましても、共同事業での個人データを共同利用させていただきたく、ご通知とさせていただきます。

### 記

#### 1. 事前同意について

皆様の利便性を考慮して、手続き等は現状のままです。

- ① 高額療養費を本人の申請に基づかず事業主経由で通知書を配布すること
- ② 付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で通知書を配布すること
- ③ 医療費通知を世帯まとめて行うこと

#### 2. 共同事業の主体と実施項目

- ① 定期健康診断結果・特定健診の問診の母体企業と共同利用
  - イ. 事後指導・保健事業実施の為、共同利用とさせていただきます。
  - ロ. 共同で利用する項目の範囲は定期健診項目・特定健診の問診までとします。  
(生活習慣病・第2生活習慣病・オプション健診は除く)
  - ハ. 取り扱う人は、健保組合職員と母体企業の人事担当セクション及び組織のライン長までとします。
  - ニ. データ管理責任者は健保組合常務理事及び母体企業の人事部長、各事業所の人事総務責任者とします。
- ② 診療報酬明細書・健康診断結果の保健指導委託先と共同利用  
皆様から個別に事前同意を得た上でデータの活用をさせていただきます。
  - イ. 事後指導・保健事業実施の為、共同利用とさせていただきます。
  - ロ. 共同で利用する項目の範囲は診療報酬明細書(レセプト)、定期健診・生活習慣病健診・第2生活習慣病健診・オプション健診・家族健診等健康診断、特定保健指導項目とします。
  - ハ. 取り扱う人は、健保組合職員と保健指導委託先職員とします。
  - ニ. データ管理責任者は健保組合常務理事及び保健指導委託先とします。

③ 「高額医療給付に関する交付金交付事業」について健康保険組合連合会と診療報酬明細書を共同利用

イ. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額療養費の支出が軽減されることとなります。

ロ. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

ハ. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・大和ハウス工業健康保険組合職員
- ・健康保険組合連合会 高額医療グループ職員
- ・業務委託先 公益社団法人 日本生産性本部・情報システム事業部 及び協力会社

ニ. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

ホ. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合常務理事と健保連の高額医療グループグループマネージャーです。

以 上